

歴史都市・京都創生策Ⅱ
＜文化編＞

平成18年11月
京都市

目 次

はじめに	1
第1節 京都の文化芸術の創生	3
1 これまでの取組と経過	3
(1) 文化行政計画等の変遷	
(2) 主な具体的施策	
(3) 市民・芸術家の取組	
2 文化芸術の振興に係る課題	13
(1) 文化芸術と生活・地域との繋がりの再生	
(2) 伝統文化の継承のための環境整備と発信力の強化	
(3) 新たな文化芸術創造活動の活性化	
3 京都市のこれからの取組	14
(1) 文化芸術活動と地域のまちづくりとの連携	
(2) 京都芸術センターの機能強化	
(3) 京都の文化芸術の奥深い魅力の発信	
(4) 文化芸術関連機関・施設の交流、連携	
4 国への要望・提案	16
(1) 国立京都伝統芸能文化センター（仮称）の整備	
第2節 古都・京都の文化財の保存・活用による創生	18
1 これまでの取組と経過	19
(1) 文化財の保存	
(2) 文化財の活用	
(3) 市民による文化財保護の活動	
2 文化財の保存・活用に係る課題	23
(1) 未指定文化財の調査の遅延	
(2) 文化財の管理・修理等に係る資金の不足	
(3) 文化財の保存と活用の両立	
3 京都市のこれからの取組	24
(1) 未指定文化財の調査	
(2) 出土遺物保存・活用計画の策定	
(3) 無形民俗文化財の記録保存	
(4) 文化財の保存・活用計画の策定	
(5) 重要文化的景観の選定への取組の推進	
4 国への要望・提案	25
(1) 文化財保存活用のための財政措置の充実	
(2) 文化財所有者に係る税負担の軽減等	
(3) 文化財調査研究ネットワークの構築	
(4) 文化財の公開・活用を図るためのパイロット事業の実施	
(5) NPOやボランティア等との幅広い連携協力による文化財の保存・活用の促進	
(6) 京都における新たな世界遺産の登録	

(7) 国立京都歴史博物館（仮称）の整備

第3節 文化財の防火防災対策 32

- 1 これまでの取組と経過
- 2 防火防災対策の課題
- 3 国への要望・提案

第4節 京都の伝統産業の創生 34

- 1 これまでの取組と経過 34
 - (1) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の制定
 - (2) 伝統産業会館，京都伝統産業ふれあい館の開設
 - (3) 京都市伝統工芸連絡懇話会の組織化，京の手しごと工芸品製造店舗推奨制度の創設
 - (4) 伝統産業の日の制定
 - (5) 京都市伝統産業振興館の開設
 - (6) 京都市伝統産業活性化推進条例の制定
 - (7) 京都市伝統産業活性化推進計画の策定

2 京都の伝統産業に係る課題 38

- (1) 生活様式の変化に伴う需要の低迷
- (2) 海外製品の流入
- (3) 後継者の確保難等
- (4) 原材料・用具の確保難

3 京都市のこれからの取組 38

- (1) 京都市伝統産業活性化推進計画の推進

4 国への要望・提案 40

- (1) 日本の文化を支える希少となった伝統産業の技術・技法の後継者への継承及び記録保存のための財政的支援

第5節 京都を拠点とした文化行政の創生 41

はじめに

グローバリズムの拡大は今日ほとんど押しとどめようのない傾向であるかに見えます。それは一方では人間のあらゆる生活領域における画一化と凡庸化を進行させるとともに、他方では商業主義と効率至上主義が社会活動においてあたかも唯一の追求すべき原理であるかのような錯覚をもたらしています。ところで文化芸術が、また人間のアイデンティティーが差異を前提にして成り立つものであるとすれば、それは画一と効率を尊重する流れの中でいずれは衰えてしまうものなのではないでしょうか。

これに対して、例えばユネスコが進める世界遺産の計画は、世界に残る個別の優れた文化を保存することで、画一主義と商業主義に支配された現代文化から守ろうとする試みであると言えるでしょう。京都に残るいくつもの建造物もそのうちに数えられ、世界遺産に指定されたこと自体の効果は決して小さなものではありません。世界遺産と同様の試みは別の所でも様々なかたちで実行されています。しかし、あるものの保存とは本質的にそれを現実の生活から切り離すことです。

芸術作品を保存し展示する美術館とは作品に死を宣言し墓場を提供する施設であるということを、フランスのある批評家が述べています。これは極端な意見に聞こえるかもしれませんが、あるとき別の文脈ですが京都の染色家が、自身の製作した着物が美術館に買上げられ展示されるのは名誉なことだが、着物というのは「ほんまは人に着てもらい楽しんでもらうのが一番よい」と述懐するのを聞きましたが、彼は文化芸術が人間の生活の中でこそ存在すべきものであることを語っているのです。

こうしてグローバリズムの流れに掉させば文化芸術の、そして我々自身の存在意義そのものがますます希薄なものとなり、この流れに抗ってひたすら保存と守旧に向かうならば、それはただちに文化と活きた人間との分離、すなわち端的には文化の死滅に繋がるというジレンマの前に、今日の我々は立ちつくしているのです。

文化がおかれたこうした現代的状況は、少なくとも京都については、次のようなまったく逆の方向からの発想を可能にするのではないかと考えることもできます。すなわち、この矛盾・撞着にまみれた状況から脱け出す手掛かりを提供するのが、まさに文化芸術都市としての京都の果たすべき役割であり、またその役割を果たせるだけの、物的・人的資源との関係のシステムが京都には構築されているのではないのでしょうか。

というのも、すでに各方面でしばしば語られているとおり、京都は文化の多様な要素が重層的かつ複合的に存在し、またそれらが1200年以上にわたる歴史を通して市民の生活の中で受け継がれ、しかもそれらをただ守るだけではなく、そこから絶えず新しい文化の生成を図るための創意と工夫を続けてきた都市であるからです。

今日この地に残る様々な優れた文化はまず、794年の建都以来、平安、室町、安土桃山というそれぞれの時代に中央政府が存在したこととの関連で形成されました。江戸幕府が開設された後も政治とは距離をとるかたちで多数の文人・芸術家がこの

地に集まり、様々な分野での文化芸術を生み出し、それをこの国の各地へと伝える、日本文化の中心であり続けました。さらに、明治維新の後も京都は近代的な産業や大学との密接なかかわりの中で生き抜き、今日に至ったのでした。

また、このあらゆる領域での日本文化の中心であったことは、文化芸術がただ限られた数の人間の間で独占されず、広く市民の生活の中に浸透し、享受され、そこでこそ本来の存在価値を見出したことにより、一層注目に値するものとなりました。京都において文化芸術は決して特別なものではなく、ごく身近な暮らしの中に息づいています。

産業でさえも京都においては、ただ単純な功利の追求に終わるのではなく、茶道、華道、能楽などの芸術から精神的な影響を受け、逆にまたこれら様々な領域の芸術を支えるかたちで発展し、更にはそこから必ずしも芸術それ自体にはかかわると見えない分野においてさえ、先進的な発想を受け取ってきたのです。

こうした京都の文化の背景には、比叡山をはじめとする自然、そして各時代を通じて受け継がれてきた建築物で構成される、都市としてまとまりある景観が大きな位置を占めていることはまちがいありません。その保全に怠りのないよう留意すべきはいうまでもありません。しかし、景観はただ保全の対象ではなく、我々の営む都市生活、そして世界の各地から集まる人々の経験がこの景観の中でこそ展開されているものであることを忘れてはならないでしょう。

このような独自の景観と切り離せないかたちで文化芸術を都市生活の中で息づかせてきた京都は、世界的に見ても格別な都市であるといえます。永遠に眠り続ける古都もおそらく世界にはいくつか存在します。しかし京都は、そして市民は眠らないのです。そうではなくて、文化芸術と密接に結びついた都市を生き続けるのです。あるいはこの都市が世界にも稀な文化芸術都市であることを改めて自覚するとともに、人間が多様かつ複合的な文化を生きぬく存在であることを世界に向けて示し、人々の関心を集める努力を続けるのです。この後、拡大することが予想されるグローバリズムの負の結果を最小限に食い止め、世界が様々な差異を保ちながらも、しかも共生し合う可能性を探ってゆくことが、まさに京都の文化に期待されています。

以下本編では、歴史都市・京都に課せられたこれらの社会的な役割を果たし、京都の創生を実現するために、文化芸術、文化財、文化財防災、伝統産業のジャンルごとに検証を行い、具体的な必要施策の提示を行います。

第1節 京都の文化芸術の創生

京都の先人たちは、1200年もの悠久の歴史の中で、世界各地からもたらされる文化や思想を採り入れて、新しいものを生み出すための工夫を重ね、優れた文化芸術やかかけがえのない文化財を育み、引き継ぎながら、京都を日本文化の中心として築き上げてきました。そして、そこで培われてきた京都の文化芸術の蓄積は、学術研究や産業との結び付きを通して、より厚みを増しています。

また、京都の文化芸術は、社寺や町家をはじめとする伝統的な建築物及びこれにより形成されている歴史的な町並みが山紫水明と形容される自然の風景と溶け合った都市環境から大きな影響を受け、同時にこれに影響を与え、市民の暮らしに根を下ろすとともに、国内外の人々との自由かつ継続的な交流の機会をもたらしました。これにより、京都は、日本のみならず世界においても、比類のない魅力に富んだ都市となっています。

京都市では、このように京都が、文化的、芸術的に世界の中でも格別の位置を占める都市であることを改めて認識したうえで、文化芸術都市の創生に積極的に取り組むことを決意し、平成18年4月に「京都文化芸術都市創生条例」を制定しました。

1 これまでの取組と経過

(1) 文化行政計画等の変遷

京都市においては、古くから文化を市政の重要課題と位置付けており、昭和33年には、教育行政から文化分野を独立させ、市長部局に文化を専門的に担当するセクションを設けました。計画面においても、京都が守ってきた伝統文化を更に高め、かつ、新しい文化の創造を目指して検討を重ねてきています。

ア 世界文化自由都市宣言

昭和53年、京都市は世界文化自由都市宣言を行い、京都の理想像を「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市」とであると明確に描き出すとともに、この理想を実現するため「広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない」としました。

イ 京都市芸術文化振興計画

平成8年には、東京への一極集中による京都の文化的状況に対する強い危機意識を背景に「都市の活力を左右するのは文化・芸術である」という認識の下、文化芸術振興の長期的な指針として「京都市芸術文化振興計画」を策定しました。この計画では、京都アートセンター（現在の京都芸術セ

ンター)の設立をはじめとする45の具体的施策を掲げ、芸術家育成を中心に総合的な文化芸術振興を図ってきました。

ウ 京都市芸術文化振興計画推進プログラム

平成13年1月、国において文化審議会が設置されるとともに、同年11月に文化芸術の振興に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務等を定めた「文化芸術振興基本法」が制定、同年12月から施行されました。

こうした文化芸術の振興を巡る全国的な動きを踏まえるとともに、文化芸術に対するニーズの多様化、学校週5日制の実施、情報通信技術の発達、市民の社会参画意識の高まり等の社会環境の変化に対応するため、京都市では平成15年に京都市芸術文化振興計画推進プログラム（「京都市芸術文化振興計画」の更なる推進のためのアクションプラン）を策定しました。プログラムの策定に当たっては、振興計画の基本的視点に、広範な市民の文化芸術活動への関与の状況等を考慮しつつ、平成8年以来の状況変化に対応するための新たな考え方を加味し、56の具体的施策を取りまとめました。

エ 京都文化芸術都市創生条例

京都の優れた文化芸術を将来に向けて更に振興するための条例制定を目指して、平成16年10月、京都市文化芸術振興条例(仮称)策定協議会を設置し、条例に盛り込むべき事項について検討を重ねてきました。平成17年11月に、策定協議会から検討結果をまとめた提言を受け、これを基に条例案を議会に諮り、平成18年4月に「京都文化芸術都市創生条例」を施行しました。本条例では、単なる文化芸術の振興を目指すだけでなく、文化芸術都市としての京都を創生することを目指しています。

(2) 主な具体的施策

以上の計画等により京都市が進めてきた主な具体的施策は次のとおりです。

ア 芸術家育成と活動の支援

(ア) 京都市芸術文化特別奨励制度

京都の文化芸術の新たな担い手を育成するため、平成12年度からスタートしました。京都における文化芸術にかかわる活動を行う若手芸術家等の個人又はグループから公募を行い、申請者の実力や可能性、活動内容等を総合的に評価・選考し、1年間の活動経費として1件300万円を交付します。これまで14組の活動を奨励し、京都から世界に羽ばたこうとする若手芸術家を支援しています。

(イ) 助成金等内定者資金融資制度

芸術家の育成と活動を支援するため、国や助成団体等からの助成金等が内定している芸術家（団体を含む。）に対し、1事業につき300万円を限度に、無利息で助成金が下りるまでの間に要する資金を貸し出しており、平成17年度は12事業に融資を行いました。

(ウ) 京都市文化功労者表彰，芸術新人賞・功労賞

本市の文化の向上に多大な功労があった方（文化功労者5名以内）、活発な芸術活動を展開し、将来を嘱望される新人（新人賞5名以内）及び新人育成等に多大の功労があった方（功労賞3名以内）を毎年度選定し、表彰しています。

(エ) 京都市立芸術大学

125年を超える歴史を持つ京都市立芸術大学は、日本最初の公立画学校として明治13年に設立された「京都府画学校」を前身とする美術学部・大学院美術研究科と昭和27年に創立された「市立音楽短期大学」を前身とする音楽学部・大学院音楽研究科の2学部・2大学院を有し、現在に至るまで優れた芸術家を輩出しています。

平成12年度には大学院美術研究科博士（後期）課程を設置、平成15年度には大学院音楽研究科博士（後期）課程を設置するなど、日本を代表する芸術大学としての充実を図っています。

また、日本の伝統文化を音楽・芸能の面から総合的に研究することを目的に、平成12年度に日本伝統音楽研究センターを開設しました。

■京都市立芸術大学

1880年（明治13年）	京都府画学校創立（日本初の公立画学校）
1889年（明治22年）	京都市画学校と改称
1950年（昭和25年）	京都市立美術大学創立
1952年（昭和27年）	京都市立音楽短期大学創立
1969年（昭和44年）	美術大学と音楽短期大学を統合し京都市立芸術大学開学
1980年（昭和55年）	西京区へ移転 大学院美術研究科修士課程設置
1986年（昭和61年）	大学院音楽研究科修士課程設置
1991年（平成3年）	芸術資料館設置
1999年（平成11年）	美術学部に総合芸術学科を開設
2000年（平成12年）	日本伝統音楽研究センターを開設 大学院美術研究科に博士課程を開設 大学院美術研究科に保存修復専攻を開設
2003年（平成15年）	大学院音楽研究科に博士課程を開設

日本伝統音楽研究センター
<p>日本の社会に根ざす伝統文化を、音楽・芸能の面から総合的に研究することを目指しています。日本の伝統的な音楽・芸能と、その根底にある文化の構造を解明し、その成果を公表し、社会に貢献するように努めています。そのために国内外の研究者・研究機関・演奏家と提携し、成果や情報を共有・交流する拠点の役割を果たしています。伝統的な音楽・芸能を中心とする研究分野で、重要な役割と使命を担い、その核になること目指しています。</p> <p><センターの活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料の収集・整理・保存 ・日本の伝統的な音楽・芸能の個別研究，共同研究 ・活動成果の社会への提供（公開講座・セミナー等の開催，紀要・所報・資料集などの出版，インターネットなど電子媒体による公開）
芸術資料館
<p>博物館法第 29 条による博物館相当施設で、学生の卒業作品と旧教員の作品及び美術工芸に関する参考資料を所蔵し、写本や粉本を含め総数は 1 万数千点に上ります。年間 4 回の 4 週間程度の会期の展示を実施し、京都と本学の歴史に根差した調査研究活動を通じて、積極的に作品と関連資料の収集を行い、近世から現代に至る貴重な資料の保存機関として社会への還元を目指しています。</p>

(オ) 京都市立銅駝美術工芸高等学校，京都市立音楽高等学校

昭和 55 年に開校した銅駝美術工芸高等学校は、明治 13 年に設立された「京都府画学校」の系譜を引き、日本画，洋画，彫刻，漆芸，陶芸，染織，デザイン・ファッションアートといった幅広い専門分野で教育を行っています。

また、音楽高等学校は、新制高等学校発足と同時に昭和 23 年に堀川高校の音楽課程として創立し、平成 9 年、全国の公立高等学校で唯一の単独の音楽科高校となりました。

イ 市民の文化芸術活動の振興

(ア) 京都文化祭典

京都が長い歴史の中で培ってきた伝統芸能や先駆的な文化芸術を初秋に集中的に開催し、全国に発信する取組を行っています。平成 17 年度には、京都文化芸術都市創生条例の趣旨を先行的に採り上げ、京都が世界に誇る文化芸術都市であることをアピールする多彩な催しを 9 月から 11 月に開催し、約 100 万人の市民、観光客を動員しました。「京の華舞台」では、平安神宮や知恩院など、京都ならではの寺院・神社等を舞台に、国境やジャンルを越えて、伝統芸能と先進的なスタイルのアートのコラボレーションなど多彩な文化芸術を結集した 16 公演を開催しま

した。

「市民ふれあいステージ」は京都文化祭典のオープニング事業として、京都市役所前広場を会場に、幅広い市民の参加により 66 団体の出演によるステージを中心に実施しました。

「京都の秋 音楽祭」では、京都コンサートホール会館 10 周年記念事業の一環と位置付け、19 公演を行いました。

また、京都造形芸術大学との共催で、現代社会が直面する課題に対して芸術の役割や可能性について議論する「世界アーティスト・サミット」を開催するなど、世界的なイベントを「京都文化祭典」の柱の一つとして位置づけて事業を展開しました。

■平成 17 年度 京都文化祭典実績

	公演数等	観客数
・京都文化祭典開会式（市役所前広場）		800 人
・市民ふれあいステージ（市役所前広場）	66 団体 1294 名出演	11,000 人
・京の華舞台（平安神宮，知恩院など）	16 公演	15,890 人
・京都の秋 音楽祭（コンサートホール）	19 公演	19,500 人
・連携事業及びその他事業	17 事業	348,000 人
・協賛事業	149 事業	611,000 人

(イ) 京都市交響楽団による演奏会

京都市交響楽団は、古都京都の新しい文化創造の担い手として、昭和 31 年に、我が国唯一の自治体直営のオーケストラとして創立し、これまでに 500 回近くの定期演奏会を行うなど、音楽文化の市民への定着と振興を図ってきました。また、感性豊かな青少年期から、音楽を聴くためにコンサートホールに通うことを習慣付け、クラシック音楽を後世に伝承していくとともに、本物の音楽に触れる体験を通じて子供たちの情操の向上を図り、健全な心の発育を促すことを目的とした演奏会「こどものためのコンサート」を年 4 回実施しています。

(ウ) 地域文化会館におけるフランチャイズ（活動拠点）化事業

京都の舞台芸術を中心とした芸術活動の育成・支援を行うと同時に多くの市民が優れた文化芸術に触れる機会を創出するため、平成 15 年度から文化芸術活動を行う団体等に地域文化会館を活動拠点として提供して

います。

平成 17 年度は、11 団体の応募があり、5 団体を選定しました。

(エ) 薪能

昭和 25 年から、能楽の振興方策として京都能楽会との共催により実施しており、これまでに 56 回を数えます。今日では広く全国各地で実施されている薪能の先駆けとなった取組です。

(オ) 市民狂言会

昭和 32 年から茂山狂言会の協力により実施しており、近年は年 4 回開催しています。身近に狂言を楽しむことができるため好評を博しており、平成 17 年 12 月には、第 200 回を迎え、記念公演を実施しました。

(カ) 市民寄席

京都で生まれた上方落語を雰囲気のある会場で鑑賞する取組として、昭和 32 年から実施しており、近年は年 5 回開催しています。平成 18 年 3 月までに、279 回の公演を実施しています。

ウ 文化芸術の交流の促進

(ア) アーティスト・イン・レジデンス事業（京都芸術センター事業）

国内外の芸術家が京都に滞在し、制作活動などを通じて芸術家相互や市民との交流を深め、高度で独創性に溢れた文化芸術の創造の契機とするとともに、京都の文化芸術の振興に資する事業で、平成 17 年度は、74 件 23 箇国の申請の中から選ばれた 2 組の芸術家が滞在制作及び市民との交流事業としてワークショップやダンス公演を実施しました。

(イ) 芸術文化特別奨励制度による海外留学・視察（再掲）

京都市芸術文化特別奨励制度に選ばれた若手芸術家たちにより、奨励期間中の活動として、海外の芸術教育機関への留学、先端的な事業や古典芸術の視察が積極的に展開されています。

エ 文化芸術教育の充実

(ア) 授業等での文化芸術教育の充実

京都市の学校では、「総合的な学習の時間」をはじめとする授業等で、地域の方の指導により、子どもたちが体験を通じて伝統的な文化芸術を学ぶ取組の充実を図っています。また、土曜日や夏休み等に子どもたちの学びと育ちの場を創出する「みやこ子ども土曜塾」でも、多くの文化芸術団体や市民ボランティアの協力のもと、伝統的な文化芸術を幅広く

子どもたちが学ぶ貴重な機会づくりを行っています。

(イ) 歴史都市・京都から学ぶジュニア日本文化検定（ジュニア京都検定）の創設

京都は山紫水明の自然や景観の中で、日本文化を象徴する京都文化が暮らしに息づく世界でも有数の歴史都市であり、このような優れた文化を守り、次代へ継承していく子どもたちを育むため、子どもたちが知識と共に体験を通して京都の文化を学ぶ機会を市民ぐるみで創出する取組として「歴史都市・京都から学ぶジュニア日本文化検定」（ジュニア京都検定）を創設しました。

(ウ) 日本料理に学ぶ食育カリキュラムの策定・推進

日本が誇る食文化である料理を通じて、子どもたちが食に対する興味関心を高め、五感を通して食の大切さを学ぶとともに、京都ならではの伝統文化の継承と発展を目指し、京都を中心とした老舗の料理人等と連携し、幅広い観点から、食育カリキュラムの策定に取り組んでいます。

オ 文化芸術環境の向上とその活用

(ア) 京都会館

京都市の文化の振興と豊かな市民生活に資するため、また、京都市交響楽団のフランチャイズ会場として、昭和 35 年に開館しました。現在も京都における最大規模の多目的ホールとして大きな役割を担っています。

(イ) 京都コンサートホール

世界文化自由都市宣言の理念を音楽芸術の分野で具体化するものの一つとして、平成 7 年に設立されました。京都のクラシック音楽の殿堂としての役割を担っています。

(ウ) 京都市美術館

昭和 3 年の天皇即位の大典挙行記念事業として、「大札記念京都美術館」の名称で、昭和 8 年、日本で 2 番目の大規模公立美術館として設立されました。西日本の代表的な展覧会場として数々の海外展の舞台となり、高く評価されています。また京都を中心とした近・現代美術を収集し、テーマのもとにコレクションを展示しています。平成 12 年には市民ギャラリーとして別館も開館しました。

(イ) 京都国際マンガミュージアムの開設・充実

日本マンガの起源とされる「鳥獣戯画」(高山寺所蔵)等、現代のマンガに通じる多くの文化財がある京都市では、京都精華大学との共同事業により、図書館・博物館、生涯学習、研究、新産業創出、人材育成の機能を併せ持つ「京都国際マンガミュージアム」を平成18年11月に開設します。建物は、元龍池小学校を改築したもので、日本初のマンガ文化の総合的拠点として文化芸術の振興等、京都の活性化を目指します。

カ 文化芸術産業の振興と相互連携

(ア) 京都映画祭

京都はかつて日本のハリウッドと呼ばれ、日本映画の中心地として栄えました。現在でも2つの撮影所において映画やテレビの撮影がされており、直接映像にかかわる人々やこれらを支える産業も根付いています。

この映画の振興を図るため、平成9年度から京都映画祭を開催するとともに、本事業の一環として、映画技術の分野の貢献を表彰する「京都映画功労賞」、これからの新しい京都映画の制作を担っていく人材を発見・育成するために若き映画人に贈る「京都映画奨励賞」等を設け、映画文化の継承と発展を図り、「映画都市・京都」を国内外にアピールしています。

キ 情報発信力の強化

(ア) 京都文化芸術情報リンク集

京都市芸術文化協会の会員、京都市文化功労者、芸術新人賞・功労賞受賞者、芸術文化特別奨励制度の適用を受けた京都の芸術家や、京都市美術館、京都国立博物館等、京都市内博物館施設連絡協議会加盟施設等の約180のホームページのリンク集を作成し、京都の文化力や優れた文化芸術を紹介しています。

ク 拠点施設による文化芸術施策の総合的推進

(ア) 京都芸術センター

京都市芸術文化振興計画に基づき、京都市の文化芸術施策を総合的に推進するための拠点として平成12年4月に開設しました。「文化芸術活動の支援」「文化芸術情報の発信」、「芸術家・市民の交流」を目的として、芸術家・芸術関係者等の人材育成を含め様々な先駆的な事業を展開しています。

具体的な事業としては、選定された芸術家を支援するための制作室の無償提供、現代芸術から伝統芸術・伝統文化、更には、それらの融合事業等の展覧会・発表会、アーティスト・イン・レジデンス事業等を実施

しています。

建物は、明治2年に開校した元明倫小学校を改築したもので、使用されなくなった学校施設の雰囲気を活かした文化施設として全国的に注目され、精華小劇場（大阪市）、芸能花伝舎（東京都）等の追随事例を生み出しました。

■平成17年度 芸術センターの主な事業と実績

事業名	事業数	参加者数
明倫茶会	10	1,000
伝統芸能創造事業	27	4,305
演劇, ダンス, 音楽事業	44	9,592
造形（ギャラリー北・南他）展覧会等	32	31,175
産業・地域との連携事業	20	11,635
アウトリーチ・体験型事業等	145	7,271
計	278	64,978
制作室利用（12室）	55団体・個人総数	589人
アーティスト・イン・レジデンス		2組

(3) 市民・芸術家の取組

「京都創生」を進めるためには、京都のまちづくりの担い手である市民自らが取組を進める必要があります。市民は、これまでから文化への深い理解と関心を示しながら、京町家の保存や伝統文化の継承、新たな観光事業づくりなど様々な取組を自らの手で進めてきました。中でも、市民（芸術家を含む）の取組が発展し、京都の文化芸術を支える大きな力となっている事例を以下に挙げます。

ア 文化ボランティア活動

京都には、文化芸術に何らかの形でかかわりたいという意欲を持つ市民が多く、従前から各種の文化事業や京都芸術センターの運営に際しても文化芸術に興味・関心を抱く、多くの市民ボランティアに支えられてきました。また、茶道・華道や音楽等の指導・発表の潜在的技能を有する市民も少なくありません。

このように、文化芸術が日常生活に息づいていることや、市民の旺盛な社会参画意欲を背景として、京都市では平成15年1月に、京都市文化ボ

ランティア制度を発足させました。

この制度は、活動を希望する市民、芸術家、企業が文化ボランティアとして登録し、サポートを必要としている情報を収集・提供して、両者を結びつけるものです。

■京都市文化ボランティア制度の運営状況

- ・登録者数 450名 (17年度末)
- ・活動人数 延べ405名 (17年度末)
- ・主な活動内容
市民狂言会、京都市交響楽団リハーサル公開事業の受付・案内
京都市美術館特別展に係るリサーチアシスタント(資料収集等)
文化ボランティア交流事業の企画・運営等

イ 財団法人京都市芸術文化協会

本協会は、文学、美術、音楽から伝統芸能、伝統文化に至るまで京都に数多くある幅広い分野の文化団体が参画し、自らの芸術作品を公演・展示する活動、加入者相互の交流を目的として立ち上げた会員組織「京都市文化団体懇話会」を母体とする団体です。京都市では、この懇話会の組織充実を支援し各種の文化事業を委託してきました。そして懇話会は「京都市芸術文化協議会」への改組を経て、昭和56年に公益法人の認可を受け、今に至っています。

協会では、全市的な観点から文化芸術に関する調査研究を行い、文化芸術の分野における創造的活動を助成し、市民文化の普及・向上を図るための各種文化事業を実施することで京都市における文化芸術の発展に寄与することを目的としています。機関紙の発行による会員への情報発信を行うほか、京都市から委託を受け、京都芸術センターの管理運営を行うとともに、京都市との共催により若手芸術家の育成、各分野の発表、伝統芸能の振興等を目的とする事業を実施しています。

■平成 17 年度 京都市芸術文化協会の主な事業

事業名	事業数	参加者数
Hana2005（いけばな展）	1	2,941
子ども向け伝統芸能・芸術体験教室	15	172
市民邦楽会・市民邦舞会・早春立合能	3	1,478
京都民謡まつり	1	1,527
合同バレエ祭	1	708
若手作家による美術・工芸展	1	2,163
京都ビッグバンドフェスティバル	1	1,881
計	23	10,870

2 文化芸術都市の創生に係る課題

(1) 文化芸術と生活・地域との繋がり再生

京都において文化は、元来、人々の日常生活圏と遠く離れた劇場等にわざわざ足を運び、特別な創作の場においてのみ目にし、触れることができる形だけではなく、例えば、陶芸、染色等の優れた伝統工芸の営みが、一般の人々が普通に生活を送る地域で日常的に行われ、また、能・狂言等の伝統芸能も、その練習や公演の場が人々の暮らしのごく身近なところにあって、常にその創作の気配が感じられ、いつでも容易に楽しむことができる形で存在してきました。

しかしながら、現在、グローバリズムの進展、社会環境の変化等により人々の生活領域の変貌が進む中で、日常生活や生活の場である地域とその地域に息づく個性豊かな文化との密接な関係が薄れつつあります。このことは、文化芸術を支えてきた京都の豊かな文化的土壌の消失に繋がる危険性を孕んでいます。

(2) 伝統文化の継承のための環境整備と発信力の強化

日本文化の真髄であり、世界の宝である伝統芸能や伝統工芸などの伝統文化については、生活様式の変化等に伴う、社会的ニーズの縮小などの結果として、後継者への技術の継承が行われにくくなってきており、後継者を育成できる環境の整備などの育成システムの構築が必要となっています。しかも、その貴重な価値や意義を、積極的に見せるという観点からの取組が不足しており、その魅力を市民や国内外の人々に分かりやすく発信できていません。

京都が有する貴重な伝統文化を、本来の輝きを湛えながら生活に息づく形

で発信し、将来に継承できなければ、それは日本の財産の損失となります。

(3) 新たな文化芸術創造活動の活性化

京都の文化芸術の特徴として、伝統的な文化芸術の営みと、演劇・ダンスや現代美術・音楽などの現代的な文化芸術の創造の営みが、互いに刺激し合いながら共に層の厚い多様な文化シーンを構成している点が挙げられます。このうち、主に現代的な文化芸術の創造活動に対して、京都市では、京都芸術センターを拠点として様々な支援を行っています。

しかしながら、開設後5年以上を経過し、センターの存在、事業が一定定着する一方、制作や発表の場所を求める有望な若手芸術家の多様なニーズに十分に答え切れていない状況が生じています。今日の京都における文化芸術の欠かせない要素である現代芸術の営みを活性化するためにも、当該センターの機能強化の方策を模索し、新たな創造活動への支援の更なる充実を図る必要があります。

3 京都市のこれからの取組

京都市では、平成18年4月に施行した京都文化芸術都市創生条例に基づき、今後の文化芸術施策推進の計画の策定に取り組んでいます。

京都において文化芸術は、町並みと自然の風景が溶け合った都市環境と歴史の中で生まれ、市民の暮らしにしっかりと根を下ろし、この蓄積の上に、国内外の人々との自由かつ継続的な交流により新たな力を採り込んで成長してきました。

そのため京都が、今後とも世界の人々を魅了する個性に満ち溢れた都市であり続けるには、無からの文化芸術の育成や振興ではなく、優れた文化芸術の保存と継承の上に、創造的な活動が不断に行われるとともに、文化芸術が市民の暮らしに息づくことにより、市民に大きな生きる喜びをもたらす、京都のまち全体を活気に満ちたものとする、すなわち文化芸術都市の創生を進めることが必要です。

この文化芸術都市の創生は、京都市による施策展開のみでは実現できるものではなく、企業やNPOなどの民間団体を含めた広い意味での市民の主体的な取組が不可欠であり、この観点から市と同様に市民にも京都の文化芸術を将来に引き継いでいく責務を求めています。

こうした中、前述2の「文化芸術都市の創生に係る課題」への対応を図るため、以下の取組を検討・推進します。

(1) 文化芸術活動と地域のまちづくりとの連携

文化関係施設など周囲の空間と切り離された非日常的な空間を整備し、限られた場所で文化芸術に触れてもらうことによって文化芸術の振興を図る

方法ではなく、京都では文化や芸術が市民生活及び日常生活の場に根付き、浸透した形で存在・発展してきたことを踏まえ、改めて、多様な文化を育み継承してきた地域の特性（個性）を活かし、地域のまちづくりと一体化させながら、文化芸術を分かりやすく、身近に感じてもらえるように振興・発信する取組について検討し、推進していきます。

その際、織物商人のまちとして伝統を培ってきた室町地域において、文化芸術の新たな創造活動の拠点として設置した京都芸術センターが、地域の持つ伝統的な文化的気風と相まって地域の新たな活気を生み出していることを先行事例として位置付けます。

そして、例えばこの地域を「現代芸術の創造ゾーン」とし、今後、文化芸術とまちづくりを一体化させた取組を進めていくことで、それぞれの地域特性を踏まえた、更なる特色ある文化ゾーンを創出していくことを目指します。

(2) 京都芸術センターの機能強化

京都において新たな文化芸術の創造活動が、文化芸術の振興とまちの活性化を図る上で欠かせない力であることを踏まえ、上記(1)の検討を踏まえながら、他の文化ゾーンとの関係性の中で改めて京都芸術センターの位置付けとあり方を点検することにより、新たな文化芸術創造活動の支援に対応するためのセンターの機能強化の方策を検討し、推進していきます。

(3) 京都の文化芸術の奥深い魅力の発信

京都は、能、狂言、邦舞、邦楽等の伝統芸能や茶道、華道などの文化を育むとともに、1000年前に紫式部が著した「源氏物語」をはじめ数々の優れた文学を生み出し、また、その舞台にもなってきました。

こうした1200年の悠久の歴史の中で生まれた京都の文化芸術の奥深い魅力の発信に、市民、NPO、企業等とも協働しながら積極的に取り組みます。

(4) 文化芸術関連機関・施設の交流、連携

京都市は、京都市立芸術大学、京都市立銅駝美術工芸高等学校、京都市立音楽高等学校といった教育機関をはじめ、京都市交響楽団、京都市美術館、京都コンサートホール、京都芸術センター等の文化施設など、文化芸術の振興を図るために必要な数多くの機関や施設を管理、運営しています。

京都を文化芸術都市として創生するためには、まず何よりも、京都市が長年にわたる歴史の中でつくり、育てあげてきた数多くの機関や施設が、それぞれの特長を発揮しつつ有機的に連携することが必要であり、文化芸術関連機関・施設間の一層の交流を図ります。

4 国への要望・提案

国に対し、京都が日本の伝統文化、伝統産業の最大の集積地であることに鑑み、京都における国立の京都伝統芸能文化センターの整備を要望します。

(1) 国立京都伝統芸能文化センター（仮称）の整備

ア 趣旨及び目的

京都に集積されている日本の伝統文化を生み出してきた人・物（作品）・場を国内外の人々に情報発信し、更に体験・体感してもらうとともに、伝統文化を継承・創造するための拠点として国立京都伝統芸能文化センター（仮称）の整備を求めます。

イ 必要な機能

センターには次の3つの機能を備えることが望ましいと考えられます。

(ア) 継承・創造拠点機能

伝統芸能やそれを支える衣装、道具製作などの伝統工芸の継承はもとより、既存の分野や流派を超えた試みを行うなど、伝統を礎に新たな文化を創造する継承・創造拠点としての機能。

(イ) 情報集積・発信拠点機能

京都に集積されている日本の伝統文化を生み出してきた人・物・場の情報を集め国内外の人々に様々なメディアを通じて提供する情報集積・発信拠点としての機能。

(ウ) 交流・体験拠点機能

国内外の人々が集い、伝統文化を鑑賞・体験し、更には京都の伝統文化関係者との交流を深める交流・体験拠点としての機能。

ウ 実現に向けて～他の施設・機関との連携～

国立京都伝統芸能文化センター（仮称）の構想に当たっては、それが伝統文化に関連する単なる施設の整備に止まらないよう、前述3(1)の「文化芸術活動と地域のまちづくり」（文化ゾーンの創出）と連携したものとなることが必要と考えられます。

また、そこで創出される各文化ゾーンが個々別々に機能するのではなく「文化芸術によるまちづくり」という総合的・包括的な視点から一連の整合性を持ったものとなる状況が創出されることが期待されます。

そのためには、各文化ゾーンの拠点となる施設（京都芸術センター、国立京都伝統芸能文化センター（仮称）、その他の施設）の連携を図ることが効果的です。更に、それらの施設に加えて、国際日本文化研究センター、

京都国立博物館，総合地球環境学研究所，京都市立芸術大学，同大学日本伝統音楽研究センター，市内の芸術系大学，京都市産業技術研究所，京都市考古資料館，京都市歴史資料館などの研究・教育機関等が連携して，京都の文化を基軸とした日本文化の創造・発信を担う機関「京都文化創造機構」（仮称）の設置を目指すことが，より望ましいと考えられます。

この機構は，いわば京都に集積する文化に関する専門機関を繋ぎ，京都からの総合的な日本文化の発信を行う「連結装置」の役割を担うものであり，教育・研究機関と文化芸術の実践・発信施設との連携による，研究的意義を持つ事業の企画・実施や，新たな文化発信の方策の実践的研究などが事業として想定されます。

地域の特性を活かすためにも，センターの整備に合わせて，同時に本機構についても検討を進めていくことが必要であると思われます。

第2節 古都・京都の文化財の保存・活用による創生

文化財は、我が国の歴史、文化等を正しく理解するために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなす貴重な国民的財産です。同時に、これらの文化財を地域の人々が身近なものとして守り育てていく気風を涵養していくことが重要なことから、地方自治法や文化財保護法では、文化財を積極的に保護していくことを地方自治体の責務としています。

また、文化財は、国民全体の貴重な共有財産であるだけでなく、それ自身が地域の歴史や文化と密接に結びついていることから、都市の発展と市民の生活の歴史や都市の性格を知るうえで顕著な要素であり、その保護・継承のための施策の充実が強く求められてきています。歴史都市・京都を説明するに当たり「京都は文化財の宝庫」と例えられるように、京都市内には世界遺産「古都京都の文化財」に登録されている17件のうち14件が所在し、国指定文化財の全国比では、国宝で19.7%、重要文化財は14.5%を占め、国指定、市指定等を合わせると実に約2,600件を越す文化財が点在している状況にあります。

また、平安期以前のものから近代に至るまですべての時代のものが重層的に存在していることも他に例のない特徴です。さらに、市街地の約3分の1は平安京遺跡を中心とした周知の埋蔵文化財包蔵地であります。

これらの数字が示す文化財の多さが、我々にとって日本の歴史や文化を理解するための歴史資料であるだけでなく、長い歴史の流れの中に自らが身を置く証、いわば日本人のアイデンティティーを示すものとして、国内外の人々を魅了し、毎年多くの観光客を迎えています。

■国指定文化財京都市内所在件数

(平成18年4月1日現在)

区 分		全国件数	市内件数	対全国比
国 宝	建 造 物	213 件	40 件	18.8%
	美術工芸品	858	171	19.9
	計	1,071	211	19.7
重要文化財	建 造 物	2,286	200	8.7
	美術工芸品	10,209	1,612	15.8
	計	12,495	1,812	14.5
重要有形民俗文化財		203	2	1.0
重要無形民俗文化財		246	6	2.4
特別史跡・特別名勝・特別天然記念物		161	12	7.5
史跡・名勝・天然記念物		2,783	93	3.3

1 これまでの取組と経過

前述のように、破壊・消失の手から免れて市内に現在も存在する、先人たちが残してくれた文化財の保存（従来我々の祖先が守り伝えてきたものをここに至って滅ぼすことのないよう十分の配慮をもって維持管理すること）と活用（それらのものをただ収蔵・放置するのみでなく、保存に支障のない手法で、現代の国民に公開する等の措置を講じ、その有する価値を新しい文化の創造、文化的向上のために発揮させること）を図り、我が国の歴史、文化等の正しい理解に資するとともに、将来の文化の向上発展の基礎を培うことによって、国民の文化的生活の向上と世界の文化の発展に貢献することが、現在に生きる者の責務です。

このため、京都市では、文化財保護法及び昭和 57 年 4 月に施行した京都市文化財保護条例に基づき、文化財の保存と活用に努めているところです。

(1) 文化財の保存

ア 未指定文化財の調査等

未指定文化財を調査し、文化財保護審議会での審議を経て、京都市の歴史、文化等を理解するうえで重要なものを、市文化財として指定・登録し、その保存を図っています。

■京都市文化財保護条例による指定・登録文化財等 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

	有形文化財		民俗文化財		記念物			文化財 環境保 全地区
	建造物	美術 工芸品	有形	無形	史跡	名勝	天然 記念物	
指定	67	238	4	0	14	26	25	9
登録	23	60	3	51	12	3	10	

イ 市指定登録文化財等への補助

市指定登録文化財の所有者に対し、保存・管理のための指導・助言を行うとともに、文化財の経年的な破損・劣化、災害による損傷を防ぎ、適切に維持していくための修理等に必要な費用の一部を補助しています。

とりわけ、祇園祭、大文字五山送り火行事については、行事執行に対し補助金を交付することにより行事の円滑な執行及びその保存・継承を図っています。

■京都市指定・登録文化財等への助成

	14年度	15年度	16年度	17年度
助成件数(件)	83	83	59	70
助成総額(千円)	81,143	83,404	54,964	54,849

■伝統行事への助成

(単位 千円)

	14年度	15年度	16年度	17年度
祇園祭				
山鉾巡行	21,400	21,400	21,400	21,400
山鉾修理	6,128	1,648	4,314	5,713
山鉾染織品新調	14,999	15,000	14,999	15,000
小計	42,527	38,048	40,713	42,113
大文字五山の送り火				
点火	9,300	9,300	9,300	9,300
火床整備	6,600	6,600	6,600	6,600
小計	15,900	15,900	15,900	15,900
合計	58,427	53,948	56,613	58,013

ウ 埋蔵文化財の調査等

京都市内にある埋蔵文化財包蔵地の周知や遺跡内で行われる各種土木工事等について、遺跡保存等のための行政指導を行うとともに、一定の要件に適合する埋蔵文化財調査については、京都市が国庫補助(補助率50%)を受けて調査事業を実施しています。

なお、大量に出土した遺物については、収蔵庫等において保管・管理しています。

■京都市内の遺跡及び出土遺物の状況

(平成18年4月1日現在)

	数	備 考
京都市内遺跡数	764箇所	遺跡面積 約76k㎡ *概ね市街地の開発可能な土地の約3分の1
京都市に保管義務がある出土遺物数	176,542箱	年約5,000箱ずつ増加している。 *出土遺物保管用箱(40×60×15cm)算出。

エ 京都市埋蔵文化財研究所の活動

昭和51年に財団法人京都市埋蔵文化財研究所を設立し、行政と一体となって、発掘調査等をはじめ、埋蔵文化財の種々な調査、埋蔵文化財の保護思想の啓発を行っています。

■京都市考古資料館

埋蔵文化財の調査並びに出土品その他の考古学的資料(以下「考古資料」という。)の整理、研究、収蔵及び展示を行うための施設。

○沿革 1976年(昭和51年)財団法人京都市埋蔵文化財研究所設立

1979年(昭和54年)京都市考古資料館開設

○事業内容

埋蔵文化財研究所の発掘・調査・研究の成果に基づいて、これを展示公開して普及啓発を図るために開設されたため、展示品を通して過去の暮らしや文化にふれるとともに、埋もれた文化遺産を未来へ受け継ぐ私達の大切な任務を考える広場としての活用を目指している。

オ 史跡等の維持管理

国の指定を受けた史跡等については、必要に応じて開発等から保護するため、国庫補助(補助率80%)を得て京都市が公有化し、その保存を図るとともに維持管理を行っています。

■史跡維持管理経費

(単位 千円)

	14年度	15年度	16年度	17年度
史跡維持管理経費	37,364	38,749	40,008	36,517
(うち国庫補助金額)	(424)	(424)	(424)	(424)

カ 元離宮二条城の保存・活用

徳川家康が京都御所の守護と将軍上洛の際の宿泊所として築城され、慶応3(1867)年に大政奉還を発表するなど、歴史上重要な舞台となりました。

た。後に朝廷のものとなり、明治 17 年（1884 年）には二条離宮となりました。

そして、昭和 14 年（1939）、京都市に下賜され、平成 6 年（1994）世界遺産に登録されました。

二条城の保存・活用については、平成 17 年に障壁画を収蔵する「築城 400 年記念 展示・収蔵館」を開館し、適切な環境の下での保存を可能にするとともに、展示・公開などの取組を進めてきたところです。

また、現在、貴重な財産を次代へ継承し、多くの市民や観光客を迎えるのによりふさわしいものにするため、劣化が進み喫緊の課題となっている障壁画修理を拡充するとともに、築後 400 年を経た二の丸御殿や本丸御殿などの文化財建築物を中心とした城内施設の保存整備などを行っています。

■元離宮二条城の概要

総面積	275,000 m ² （全域世界遺産及び史跡）										
建築面積	7,300 m ² （文化財建造物）										
城内の文化財	<table border="0"> <tr> <td>国 宝</td> <td>二の丸御殿（6 棟）</td> </tr> <tr> <td>重要文化財</td> <td>二の丸御殿障壁画（9 5 4 面）</td> </tr> <tr> <td>重要文化財</td> <td>東大手門等（2 2 棟）</td> </tr> <tr> <td>特別名勝</td> <td>二の丸庭園</td> </tr> <tr> <td>全 域</td> <td>史跡</td> </tr> </table>	国 宝	二の丸御殿（6 棟）	重要文化財	二の丸御殿障壁画（9 5 4 面）	重要文化財	東大手門等（2 2 棟）	特別名勝	二の丸庭園	全 域	史跡
国 宝	二の丸御殿（6 棟）										
重要文化財	二の丸御殿障壁画（9 5 4 面）										
重要文化財	東大手門等（2 2 棟）										
特別名勝	二の丸庭園										
全 域	史跡										

(2) 文化財の活用

ア 文化財の公開

隔年ごとに「京都市の文化財展」を実施するなどし、京都市指定登録文化財を広く公開しています。また、出土遺物については、京都市考古資料館をはじめ京都市内小中学校等において展示し活用を図っています。

イ 文化財の普及啓発

市指定登録文化財等を紹介する出版物の発行、説明板の設置などを行っています。また、京都の文化財を全国に向けて普及啓発することを目的として、首都圏在住者を対象に東京及び京都で講演会と現地見学会を開催しています。

(3) 市民による文化財保護の活動

京都市には、京都の文化財、観光資源の保護を願う財界、文化人など各界有志の賛同を得て、昭和 44 年 12 月 1 日に設立した財団法人京都市文化観光

資源保護財団があります。この団体は、京都市の出えん金によって設立しましたが、日本人の心のふるさととしての京都の文化観光資源を守り、後世に引き継ぐため市民・国民各層から浄財を集め、これを京都市文化観光資源保護基金に積み立て、その運用果実によって文化観光資源の保護とその活用、豊かな文化の創造に寄与する事業を実施しています。

■財団法人京都市文化観光資源保護財団の取組

文化観光資源等に対する助成	<ul style="list-style-type: none"> 文化財所有者、管理者の行う文化観光資源（建造物・美術工芸品・庭園等）の保存修理，防災施設等の保護事業 文化観光資源を取り巻く自然環境の保全とその整備
伝統行事，芸能の保存及び執行に対する助成	<ul style="list-style-type: none"> 葵祭，祇園祭，時代祭，大文字五山送り火の四大大行事 上記以外の伝統行事，伝統芸能の保存執行
文化観光資源の管理	<ul style="list-style-type: none"> 京都市管理史跡等の保存管理業務の受託
文化観光資源に関する調査研究事業	<ul style="list-style-type: none"> 伝統行事芸能の実態調査及び写真記録 助成対象文化財等の調査・資料の収集，国（文化庁）による文化的景観モデル事業（北山杉の林業景観の保存・活用事業調査）の受託
文化観光資源保護思想の啓発普及事業	<ul style="list-style-type: none"> 印刷物の発行，文化財特別公開や京の郷土芸能まつり等の文化観光資源公開事業の実施 伝統行事芸能功労者並びに文化観光資源保護協力者に対する表彰など

2 文化財の保存・活用に係る課題

(1) 未指定文化財の調査の遅延

文化庁による大規模な悉皆調査は、近年行われておらず、京都市単独としても多額の経費を要するとともに職員だけでは調査がまかないきれないことから、十分な調査が行えていません。

(2) 文化財の管理・修理等に係る資金の不足

文化財の管理・修理には多額の費用が必要であり、所有者又は管理団体の負担は大きく、京都市についても財政状況の悪化に悩んでいます。

また、京都市は埋蔵文化財包蔵地の面積も広いことから、国庫補助はあるものの埋蔵文化財発掘調査の必要費用が多額になっています。さらに、出土する遺物は年々増加する一方で、適切に収蔵保管できる施設が不足しています。史跡等の公有化についても、その対象や範囲が多いことから、経費負担が大きくなっています。

(3) 文化財の保存と活用の両立

文化財への理解を深め、関心を持つことができるようにするには、文化財を活用（公開）することが不可欠ですが、その一方で、文化財が損なわれないように保存していくためには、照度、温度、湿度の管理のほか、カビ等が発生することのない清浄な環境を維持する必要があるため、公開日数や方法等について十分慎重に検討するとともに、文化財の貴重な情報を劣化させないためデジタル画像による保存を図っていく必要があります。

また、保存と活用にかかわる支援組織やそのための制度をNPOやボランティアの活用も含めて検討、整備することも必要です。

3 京都市のこれからの取組

京都の文化財は、我が国の歴史における様々な時代背景の中で、人間生活とのかかわりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた国民の財産です。また、我々を取り巻く社会情勢の変化やグローバル化の動きの中で、ともすれば見失いがちなアイデンティティーを確保し、自分たちの歴史、文化等を正しく理解するために欠くことのできないものです。さらに、文化財は現在の我々の生活習慣や物事に対する考え方に対して、大きな影響を与えるものであり、将来の文化の向上・発展の基礎をなすものでもあります。

現代に生きる市民一人一人が、こうした文化財に込められた先人たちの営みに敬意を表するとともに、文化財を後世に伝えるため、大切に保存・活用していくことが必要です。この取組を着実に進めることこそが「京都創生」に繋がるものであり、京都市としても次のような取組を検討していきたいと考えています。

(1) 未指定文化財の調査

京都には、これまで必ずしもその価値が十分に認識されないまま、都市化の進展、生活様式の変化等によって失われつつある貴重な文化財が少なくありません。

そこで、それらが失われる前に、未指定文化財の調査（所在地・所有者・意匠・保存状況等の基本的な調査）を実施します。

(2) 出土遺物保存・活用計画の策定

出土遺物について、学術的な知見も含め、それらの有効利用を図っていかねなければならないことから、将来の出土量を見据えた出土遺物の収蔵・活用計画を早期に策定します。

(3) 無形民俗文化財の記録保存

京都には、長年にわたり引き継がれてきた数多くの無形民俗文化財があり

ます。こうした文化財の中には、早晩、姿を失うおそれがあるものもあり、後世に継承するためにも、IT（デジタル技術）等も活用した記録保存に取り組んでいきます。

(4) 文化財の保存・活用計画の策定

京都市指定文化財の維持管理方法について、専門的な助言・指導を強化することにより可能な限り損傷を事前に予防するとともに、損傷状況等を把握し、重大かつ緊急性の高いものから優先順位を付して補助ができるよう保存計画を策定します。

また、京都が有する貴重な文化財を適切に保存するとともに、これを公開活用することは、新しい文化の創造にも繋がります。京都創生の実現に向け、行政、文化財所有者、市民等の役割等を含め、京都に受け継がれてきた文化財の国内外への発信を目指した活用計画を策定します。あわせて、貴重な史跡等の公有化を図ってきましたが、これらの史跡等を広く知っていただくために史跡等の整備、活用計画を策定します。

(5) 重要文化的景観の選定への取組の推進

京都の景観は、山紫水明の自然景観や、日常の生活や生業を通じて作り出されてきた文化的景観などによって織り成されています。平成17年4月に文化財保護法が改正され、このような文化的景観を保護し、文化財として位置付け、保存・活用を図ることになりました。日本のみならず世界の人々をも魅了する京都の景観を次世代に伝えるため、京都の特性を表わす重要文化的景観の選定の申出に向けた調査の実施など、取組を推進していきます。

4 国への要望・提案

明治の初年に文化財保護の考え方が芽生えてから130年余り、また昭和57年に京都市文化財保護条例が施行されてから25年を迎えようとしています。この間、京都市では文化財保護法及び同法に基づいて行ってきた文化財に対する各種取組により、約2,600件を越す国指定登録及び市指定登録等の文化財を保護し、また14件の社寺・城が世界遺産「古都京都の文化財」に登録されるなどの成果を挙げてきました。

他方、生活水準の向上により、心の豊かさや生活に潤いを求める志向や、自己啓発のための生涯にわたる学習意欲の高まりの中、伝統文化を重視する気運が高まるとともに、文化財に対する市民意識も刻々と変化しています。

しかしながら、社会構造の変化に伴い、例えば歴史的な建造物は建替えられ、世界遺産に相当するような貴重な文化財等の周辺環境が劣化するなど、文化財は毀損・滅失の危機にさらされています。このため、京都市としても文化財保護の各種取組を引き続き行っていますが、世界に誇るべき「京都」という宝

を次代へ引き継ぐため、国へも必要な措置を講じるよう要望・提案します。

(1) 文化財保存活用のための財政措置の充実

ア 未指定文化財の調査を実施するための助成の充実

未指定文化財の調査に対する国庫補助については、補助率が50%となっており、また補助事業者が都道府県に限られているものがあります。未指定文化財の調査を進めるためには、政令市も対象にするなど、補助率及び補助事業者の見直し等が必要です。

イ 国指定文化財の保存修理事業に係る国庫補助金の増額

京都市には国宝の19.7%、重要文化財の14.5%もの文化財が集積し、また本山クラスの大規模建造物が数多くあります。文化財の修理等に係る国庫補助率は、最大で85%となっていますが、所有者の財政状況によってはなお負担が大きいことから、補助金の増額が必要です。

■文化財保存修理事業に係る国庫補助金の状況 (単位 千円)

	14年度	15年度	16年度	17年度
事業費	1,647,778	1,982,366	2,224,014	2,994,642
補助金額	993,468	1,144,584	1,215,674	1,332,150
平均補助率 (%)	60.3	57.7	57.4	44.5

ウ 文化財の記録保存のための補助の充実

無形の民俗文化財においては、保存継承が困難になっているものが少なくなく、これらについては少なくとも記録保存という手法を採る必要がありますが、現状では指定文化財ですら十分な記録がされているとは言い難い状況にあります。例えば、国指定重要無形民俗文化財である祇園祭ですら、きちんとした記録がとられていないのが現状です。

無形民俗文化財の保存のためには、これを伝える人材の育成や技術の伝承が不可欠であり、文化財の記録保存のための国庫補助（補助率50%）の引上げが必要です。

エ 埋蔵文化財の発掘調査に係る国庫補助金の増額及び補助率の引上げ

京都市内中心部が平安京跡と重複する歴史都市であることから、足下には遍く時代の歴史を物語る無数の「埋蔵文化財」が幾重にも層をなしています。発掘調査に対する国庫補助（補助率50%）はあるものの、京都市においては、埋蔵文化財包蔵地の面積も広く、埋蔵文化財発掘調査では必要

費用が多額になっていることから、補助率の引上げが必要です。

■埋蔵文化財緊急発掘調査実施に対する国庫補助の状況（単位 千円）

	総 事 業 費			
	14年度	15年度	16年度	17年度
発掘調査	3件 21,794	3件 20,713	5件 28,870	7件 50,007
試掘・立会	485件 29,500	481件 30,913	518件 30,946	554件 31,738
計	488件 51,294	484件 51,626	523件 59,816	561件 81,745

オ 出土遺物の管理に対する財政措置

京都市では現在9箇所の収蔵施設に遺物を管理していますが、管理量が多いため、適正な収蔵がかならずしもできておらず、また京都市考古資料館が狭隘なため活用もままならない状況にあります。したがって、年々増加する一方である京都市内の出土遺物を、適切に収蔵保管できるための財政措置が必要です。

■出土遺物保管経費（単位 千円）

	14年度	15年度	16年度	17年度
出土遺物保管経費	49,930	50,109	53,809	52,077

カ 史跡等整備事業補助金の補助率の引上げ

公有化を行った後の史跡等については、市民をはじめとする国民が歴史や文化財に親しむ場として活用するために整備しなければなりません。この整備についても、国庫補助（補助率50%）があるものの財政負担が大きいことから、補助率の引上げが必要です。

■ 公有化済で未整備の史跡

史 跡 名	面積 (㎡)	公有化 完了年度
鳥羽殿跡	9,553	昭和 50 年度
醍醐寺境内 (栢杜遺跡)	5,345	昭和 58 年度
御土居 (大宮)	9,555	昭和 63 年度
平安宮豊楽殿跡	543	平成 5 年度
栗栖野瓦窯跡	3,276	平成 5 年度
檜原廃寺跡	4,366	平成 16 年度
山科本願寺南殿跡附山科本願寺土塁跡	5,361	平成 17 年度

キ 文化財所有者による展示公開機能付き収蔵庫の建設に係る財政措置の充実

個人あるいは寺院・神社所有の文化財の大半は、資力の不足や管理に関する知識が不十分であるという点から十分な管理が行われていません。

また、所有者が寄託を望んでも、受け手となる博物館側の容量等の問題があり、既存の施設の収蔵庫は飽和状態にあるため寄託もままならないのが現状です。このためにも文化財所有者が適切に管理し、また展示公開していくために、展示公開機能を有する収蔵庫を建設する場合には、収蔵庫の建設に係る財政措置が必要です。

ク 文化財建造物の倒壊防止対策事業を補助対象とすることによる耐震化の更なる促進

文化財建造物には、強い地震の際には倒壊し、人命に重大な影響を与える可能性を有するものがあります。現在、文化財建造物の耐震診断事業については、補助対象となっておりますが、倒壊防止対策のみを目的とする事業については、補助対象とはなっていません。文化財建造物の耐震化を更に促進するため、倒壊防止対策のみを目的とする事業についても、補助対象とする必要があります。

(2) 文化財所有者に係る税負担の軽減等

文化財所有者に対して、各種の税制上の優遇措置が講じられていますが、文化財所有者の負担を軽減し、文化財の保護を促進するためには、固定資産税、相続税等において、更なる税負担の軽減が必要です。

また、文化財を所有する団体における建造物・庭園などの文化財の維持管理に関する負担を軽減するため、維持管理を目的とした寄付を特定寄付金として取り扱うなど、寄付金控除制度の見直しが必要です。

■文化財所有者に係る税金の減免等の状況

区 分		相 続 税	譲渡所得の特別控除
国指定	建造物	相続財産評価額の7割を減額	2,000万円の特別控除（所得税） 2,000万円の損金算入（法人税）
	史跡等	—	同 上
国登録	建造物	相続財産評価額の3割を減額	—
市指定	建造物	家屋，一体の土地の 評価額を一部減免	—
	史跡等		
市登録	建造物	家屋，一体の土地の 評価額を一部減免	—
	史跡等		

(3) 文化財調査研究ネットワークの構築

文化財の調査には、各分野の専門家と多くの人員が必要とされますが、行政職員の調査員だけでは人員の確保が不可能であり、そのつど、大学等に協力を要請しているのが現状です。また、地域の文化財にかかわる団体間のネットワークが希薄であるという現状は決して望ましいものではなく、改善されるべきですが、業態・立場の違いから生じる溝を埋める作業は容易ではありません。

今後、調査を組織的に行うためには、地域の博物館・美術館及び大学研究機関へ調査協力の呼び掛けを自治体と国が連携して行う必要があります。

(4) 文化財の公開・活用を図るためのパイロット事業の実施

文化財への理解を深め、関心を持ってもらいながら、文化財を守り後世に伝えるためには、文化財を適切に公開・活用していくことが不可欠です。文化財の公開に当たっては、文化財をあるべき場所、あるべき姿で人々に見てもらうことが基本ですが、文化財の種別や性質によっては、文化財の損傷・劣化等に対するきめ細かい配慮を行うことが求められます。

保存と公開・活用のバランスを図り、望ましい公開・活用のあり方を文化財所有者等に示していくために、国の支援によりパイロット事業を実施していく必要があります。

(5) NPOやボランティア等との幅広い連携協力による文化財の保存・活用の促進

文化財の保存・活用を推進するに当たっては、国や自治体と文化財所有者の努力のみでは限界があり、大学、文化財研究所等の専門的機関における専門性を活かすことや、NPOやボランティア等の活動とうまく連携を図るこ

とが重要であり、これら組織の活動を促進するための支援制度の構築を進める必要があります。

(6) 京都における新たな世界遺産の登録

優れた文化・文化財、伝統的な町並みとそれらを包む山紫水明の自然に囲まれた京都は、平成6年12月に「古都京都の文化財」として、京都市所在の14件の社寺城が世界遺産に登録されました。

しかしながら、京都には、世界遺産に登録されている社寺城に匹敵する数多くの文化遺産と美しい景観があることから、世界遺産を拡充することにより、京都の歴史的、伝統的な景観や文化、文化財の素晴らしさを世界に発信するとともに、人類共通の財産を守り、育て、未来に伝えていくことを要望します。

■世界遺産「古都京都の文化財」のうち京都市所在資産

14 社寺・城	賀茂別雷神社，賀茂御祖神社，教王護国寺，清水寺，醍醐寺，仁和寺，高山寺，西芳寺，天龍寺，鹿苑寺，慈照寺，龍安寺，本願寺，元離宮二条城
---------	--

(7) 国立京都歴史博物館（仮称）の整備

京都が千年以上の首都であったことに鑑み、国家レベルにおいてその集積を活かす国立の京都歴史博物館の整備を要望します。

ア 趣旨及び目的

京都の歴史は日本の文化の歴史であり、京都の歴史を理解することが日本の歴史を理解することに繋がります。国内外の人々が京都の歴史を通して日本の歴史を理解できる施設として、国立京都歴史博物館（仮称）の整備を提案します。

(7) 3つの目的

- ・京都に蓄積する伝統的な文化や文化財などを十分に守り活用するため
- ・京都の伝統的な文化に磨きをかけ日本文化の更なる創造に資するため
- ・1200年以上の都市としての歴史・記憶を活かして世界に貢献するため

イ 必要な機能

次の6つの機能を備えることが望ましいと考えられます。

(7) 収集・保管機能

京都の貴重な文化、文化財の内、保存可能なものについて、散逸・滅失しないよう、可能な限り収集・保管します。

また、データ化できるものについてはデータ化も進めます。

(イ) 公衆の観覧に供する機能

収集したものを公開展示し、国内外の観覧者に、その価値を提示するとともに、その意味を分かりやすく説明します。「モノ」としての展示ができない無形の文化財や文化芸能、歴史等についても映像等様々な手法による展示を行い、その意味や内容を分かりやすく紹介します。

(ウ) 教育・普及・情報発信機能

展示公開の他にも説明会、講演会、上映会、上演会、出版物の刊行等により、広く一般公衆への知識の普及を目指します。また、学生・社会人向けの教育機関としての役割を果たします。加えてインターネット等の活用により、世界への情報発信を行います。

(エ) 調査・研究機能

受け継がれてきた膨大な伝統文化や文化財、京都ならではの都市の記憶を対象とした種々の調査・研究を行います。

また、研究者間の学際的な研究、国際的な研究を促進します。

(オ) 観光案内機能、フィールド・ミュージアムの拠点機能

無数の史跡で構成される京都のまちは、一つの大きな博物館か美術館に見たてることができます。そのため、まち全体を一つの大きな博物館、すなわちフィールド・ミュージアムと位置付け、その統括機能を持つとともに、これを活用し外国人や観光客をはじめとする京都への訪問者に、生きた京都の歴史・文化に関する情報や散在する社寺・史跡の情報を提供する拠点となります。

(カ) 市民等との交流・情報交換機能、国際交流機能

地域に根ざした京都文化の拠点となる博物館となるため、担い手である市民の博物館活動への参加を促し、市民が発する情報を受信しフィードバックするなど、交流や情報交換を円滑に行う仕組みを備えます。さらに、国民や外国人が京都文化に触れ交流し合う拠点となることで、次代における京都文化の創造の場となります。

ウ 実現に向けて

歴史博物館の実現に向けては、京都にある既存施設の活用や連携なども含めて、関係者が共同で検討を行うことが必要です。

第3節 文化財の防火防災対策

1 これまでの取組と経過

京都市では、数多くの貴重な文化財が点在する京都市域を火災等の災害から守るため、昭和31年から他都市には例のない、全家庭への防火査察を実施し、昭和32年には全国に先駆けて、文化財が所在する区域における喫煙・たき火等の禁止及び禁止制札の掲出を制度化するとともに京都市独自の文化財防火運動を展開してきました。昭和48年には全国唯一の「文化財係」を消防本部に組織し、文化財への指導体制の充実を図りました。こうした市民との協働の努力の結果、年間の火災発生件数を昭和30年の756件から平成17年には275件へと減少させました。さらに、平成17年には人口1万人当たりの火災発生件数が1.9件となり、政令指定都市の中で最小となるなど火災の少ない都市を実現してきました。

平成7年の阪神・淡路大震災以降は、地震による大規模な火災に対応するため、消防施設や消防装備の充実を図る一方、火災減少の取組によって築いた市民の地域防災力を充実・強化させ、平成11年には自主防災組織を100%結成するとともに、文化財関係者と地域住民が相互に協力する文化財市民レスキュー体制の構築を推進し、平成17年度末には、当初の組織結成目標数であった200を超える222組織を結成しています。

また、平成13年には市民を守る緊急時の防災の水（命の水）の整備を目的とした「防災水利構想」を策定し、平成15年には、消防隊の消火用の水を確保する「震災消防水利整備計画」を策定して、着実な水利整備を行ってきました。

2 防火防災対策の課題

今世紀前半は南海地震や活断層の活動期であり、花折断層が動いた場合の被害想定では、京都市内で全半壊16万棟、火災は最大96件が予測されています。また、京都市は、伝統的な木造建築物が密集する中に文化財が存在するという都市特性から、大規模火災に伴う文化財の焼失が危惧されています。

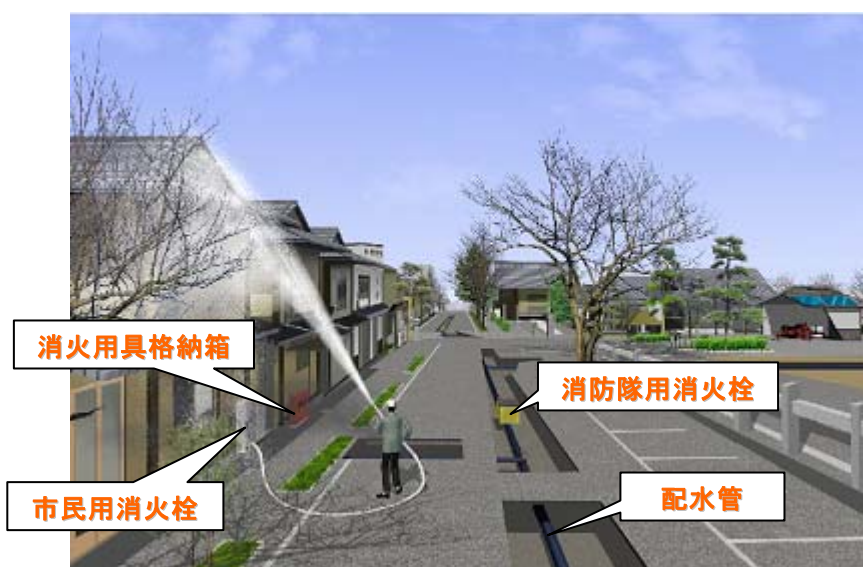
通常災害から文化財を守る防火防災対策や消防水利の整備は、京都市が着実に推進してきましたが、地震による大規模な火災への対応については、緊急消防援助隊が使用する大規模な水利が必要であり、海を持たない京都市においては、長時間放水を可能とする水利整備とともに、文化財を地域と一体として守るための対策を構築することが喫緊の課題となっています。

3 国への要望・提案

国の「災害から文化遺産と地域を守る検討委員会」の中では、上記2の課題を克服するパイロットプラン（清水・産寧坂地区をモデルに、文化財とその周

辺地域を一体として面的に防護するプラン) が提案されており、京都市ではこのプランの実現について、国に対し特別な支援を求めてきました。その結果、消防庁において新たな国庫補助対象施設として1,500 m³級耐震型防火水槽が創設され、また防火水槽からの配水管網と市民用及び消防隊用消火栓に対し、国土交通省のまちづくり交付金の認証を受けるなど、国の支援を受け平成 18 年度より清水地区において「文化財とその周辺を守る防災水利」の整備に取り組んでいますが、今後とも、文化財とその周辺地域を守る防災水利整備事業の継続的推進のため、財政措置の継続が必要です。

防災水利整備イメージ図



第4節 京都の伝統産業の創生

京都のまちは、平安京建都以来、1200年を超える悠久の歴史の中で、社寺や町家など伝統的な建築物をはじめとする歴史的な町並みが形成されるとともに、宮廷を中心に広がりを見せた「みやびの文化」や茶道、華道などの我が国固有の伝統文化が栄え、市民の日常における生活文化が脈々と息づく中で、数多くの伝統産業が生まれ、育まれてきました。

京都の伝統産業は、互いに刺激し合いながら高度な技術や優れた意匠により「京もの」と呼ばれる最高級の製品を作り出し、「ものづくり都市・京都」の基幹産業としてだけでなく「我が国の伝統産業の拠点」としても発展し続けてきました。

京都は長年の間、日本文化の中心地であり続けてきましたが、高度な技術や意匠を有する京都の伝統産業がその文化を支えてきました。

長い歴史の中で育まれた京都の伝統産業を守り発展させることは、日本の文化と精神性を生活の中によみがえらせるとともに、日本のアイデンティティを世界に向けて発信することにほかなりません。

1 これまでの取組と経過

(1) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の制定

昭和40年代に入り、高度成長に伴う歪みが表面化する中で、大量消費、使い捨ての生活に対する反省の結果として、伝統的なものへの回帰、手仕事への興味、本物指向が見られる一方、伝統産業が産業としての存立基盤を喪失しかねない危機に直面したことを背景として、昭和49年に「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（伝産法）が制定され、国による振興策が始まりました。

伝産法の制定に先立ち、京都市では昭和42年度に「伝統産業技術功労者顕彰制度」や「伝統産業技術後継者育英制度」の創設をはじめとして、多様な伝統産業の振興策に積極的に取り組んできました。

また、昭和49年の伝産法の制定と同時期に「伝統産業課」を設置するとともに、京都伝統産業青年会を中心とした業界関係者においても精力的な活動が行われるなど、全国の中でも京都は中心的役割を果たしてきました。

(2) 伝統産業会館、京都伝統産業ふれあい館の開設

昭和51年に、産業界や市民による寄付等の協力を得て、全国に先駆けて京都市伝統産業会館を開設しました。本会館は、伝統産業製品の展示や資料の収集を行うとともに、京都の伝統産業界の自主的な活動と伝統産業の発展の場として活用されてきました。

平成8年には、京都市勸業館の整備に伴い、伝統産業会館を建て替え、京都の伝統産業を体系的に紹介する振興拠点として、京都市勸業館内に京都伝

統産業ふれあい館を開設し、常設展示場やギャラリーにおいて伝統工芸品の紹介を行っています。

(3) 京都市伝統工芸連絡懇話会の組織化、京の手しごと工芸品製造店舗推奨制度の創設

小規模産地の調査を、昭和 53 年度から 54 年度にかけて実施し、その中でも特に組合組織もない業種を京都市伝統工芸連絡懇話会として昭和 56 年度に組織化し、その振興発展に努めてきました。

また、平成 14 年度から、希少で貴重な工芸品を製造している店舗を市長が推奨する「京の手しごと工芸品製造店舗推奨制度」を創設し、小規模業種の振興発展に寄与してきました。

(4) 伝統産業の日の制定

平成 13 年度に、伝統産業の振興発展を図るため、春分の日を「伝統産業の日」に制定し、伝統産業の魅力や素晴らしさを広く国内外に発信するために、この日を中心に多彩な事業を実施しています。

(5) 京都市伝統産業振興館の開設

伝統産業製品の新たな需要開拓、伝統産業従事者の育成、「京ものブランド」の発信と界わい観光の振興を図る拠点として、平成 14 年 4 月に京都市内中心部の町家を活用して京都市伝統産業振興館（愛称：四条京町家）を開設しました。

伝統産業の若手・中堅従事者に活動の拠点として提供するとともに、伝統産業従事者と消費者が集い、交流する場としても活用するほか、伝統工芸品の展示をはじめ、新商品の企画・開発、セミナーや製作実演、体験教室等の事業を実施しています。

(6) 京都市伝統産業活性化推進条例の制定

平成 17 年 5 月の京都市伝統産業活性化検討委員会の提言を基に、京都の伝統産業を活性化させることにより、京都の経済を発展させるとともに、豊かで活気に満ちた地域社会を形成し、もって、日本の伝統的な産業に活力を与え、日本の文化を京都から世界へ向けて発信することを目指し、同年 10 月に京都市伝統産業活性化推進条例を制定、施行しました。

また、同年 12 月には、この条例に規定する京都市の伝統産業に該当する 72 品目を決定しました。

(7) 京都市伝統産業活性化推進計画の策定

京都市伝統産業活性化推進条例に基づき、伝統産業の活性化の推進に関する

る事項について協議するため、平成 17 年 12 月に京都市伝統産業活性化推進審議会を設置しました。平成 18 年 10 月に本審議会から提出された答申を基に、業界、市民、行政が一体となって京都の伝統産業の活性化を推進するため、条例の趣旨を具体化した京都市伝統産業活性化推進計画を同年 11 月に策定しました。

■京都市の伝統産業 72 品目

(平成 18 年 10 月末現在)

西陣織*	京陶人形	額看板	三味線
京鹿の子絞*	京都の金属工芸品	菓子木型	調べ緒
京友禅*	京象嵌	かつら	茶筒
京小紋*	京刃物	金網細工	提燈
京くみひも*	京の神祇装束調度品	唐紙	念珠玉
京繡*	京銘竹	かるた	能面
京黒紋付染*	京の色紙短冊和本帖	きせる	花かんざし
京房ひも・撚ひも	北山丸太	京瓦	帆布製カバン
京仏壇*	京版画	京真田紐	伏見人形
京仏具*	京袋物	京足袋	邦楽器絃
京漆器*	京すだれ	京つげぐし	矢
京指物*	京印章<印刻>	京葛籠	結納飾・水引工芸
京焼・清水焼*	工芸菓子	京丸うちわ	和蠟燭
京扇子*	竹工芸	京弓	珠数
京うちわ*	造園	京和傘	京菓子
京石工芸品*	清酒	截金	京漬物
京人形*	薫香	嵯峨面	京料理
京表具*	伝統建築	尺八	京こま

参考：表中「*」は国指定の京都の伝統的工芸品である。

2 京都の伝統産業に係る課題

現在、京都の伝統産業を取り巻く環境は多くの業種において、かつてない厳しい状況にあります。主な課題は以下のとおりです。

(1) 生活様式の変化に伴う需要の低迷

業界によって異なりますが、1970年から1990年代前半をピークに、伝統産業関連製品の出荷額は激減しています。

■ 伝統的工芸品（国指定 17 品目）企業数、従事者数、年生産額（出荷額）の推移

	平成 2 年度	平成 6 年度	平成 10 年度	平成 13 年度
企業数(社)	6,838	4,565	3,851	3,210
従事者数(人)	50,985	42,654	30,570	24,108
年生産額(出荷額) (百万円)	457,773	286,090	190,118	145,696

(2) 海外製品の流入

近年、中国等海外において生産された安価な製品が輸入されるとともに、一部の工程が海外で行われるケースが増加し、京都の製品を圧迫しています。

(3) 後継者の確保難等

後継者の確保や技術・技法の継承の問題についても、深刻な状況にあり、職人の養成方法、就業の入口づくりなどが望まれます。

(4) 原材料・用具の確保難

少数の用具の発注では生産を引き受ける者がいないため、入手が困難となっています。

また、京都は従来から生糸、陶土、漆、金属など原材料を生産できないため、他所に比べてより原材料の確保が難しくなっています。

3 京都市のこれからの取組

(1) 京都市伝統産業活性化推進計画の推進

長い歴史の中で京都の伝統産業を担ってきた先人達の熱意と努力を引き継ぎ、147万人市民をはじめ、京都の総力を挙げて、京都の伝統産業を活性化することにより、日本全体の伝統産業を活性化させ、日本の文化を京都のまちから世界に発信することができるよう、京都市伝統産業活性化推進計画に基づき、次の伝統産業の活性化の総合的推進のための施策をより積極的に展開していきます。

ア 伝統産業に関する創造的活動に対する支援

事業の創出，新たな伝統産業製品等の開発など，伝統産業に携わる事業者の創造的活動を支援します。

イ 伝統産業に関する教育や学習の場における取組

学校教育や生涯学習において，伝統産業についての体験教室の実施や副読本の活用など，児童生徒をはじめとする市民に伝統産業に親しんでもらうための取組を行います。

ウ 伝統産業について関心と理解を深める取組

伝統産業製品についての適切な情報を消費者に提供や発信するため，事業者の「生産・流通履歴の表示」等の取組を支援します。

また，京都の伝統産業の魅力を伝えるため，観光事業等と連携を図り，市民や観光客が伝統産業に触れる機会を作るとともに，全国に向けた効果的な情報発信に取り組みます。

エ 技術の継承や後継者の育成

伝統産業が持つ高度な技術や貴重な技法を次の世代へ継承するための取組や，後継者の育成のための取組を行います。

オ 活性化の拠点施設等の機能の充実

市民が伝統産業に触れ，事業者が技術の研究や交流ができるよう，京都伝統産業ふれあい館や京都市伝統産業振興館，京都市産業技術研究所など伝統産業の活性化を推進するための拠点となる施設の機能の充実に努めます。

カ 伝統産業従事者に対する表彰や奨励

伝統産業の振興に関し，優れた成果や功績があった技術者の表彰に努めます。また，将来において優れた成果を収めることが期待される伝統産業に従事する若手技術者の奨励に努めます。

4 国への要望・提案

(1) 日本の文化を支える希少となった伝統産業の技術・技法の後継者への継承及び記録保存のための財政的支援

伝統産業においては、希少となった業種が存在します。また、京都の伝統産業はそのほとんどが分業体制であり、工程によっては、その技術・技法の継承が困難となっており、これらが失われることが危惧されています。グローバル化、国際化が進行する中で、多様な文化の相互理解を深めるだけでなく、日本人が改めて日本文化を再認識し、日本文化の継承や日本のアイデンティティーを確立することが重要になってきています。

こうした状況の下、日本固有の文化を発信する際に、日本の伝統文化とともに育まれてきた京都の伝統産業の果たすべき役割はますます大きくなってきています。そのためにも、失われつつある伝統産業の技術・技法の継承は必要不可欠であり、これらを継承していくことは、日本の文化を守るだけでなく、世界に日本の文化を発信することにもつながります。

そこで、日本の文化を支える希少となった京都の伝統産業の技術・技法の後継者への継承及びデジタル技術の活用による記録保存の取組に対する国の財政的支援をはじめとする支援制度の充実を求めます。

第5節 京都を拠点とした文化行政の創生

我が国の社会が成長から成熟へと新たな段階に差し掛かり、心の豊かさや精神面の充実が強く求められる中、文化の果たす役割はより大きくなっています。国際交流を進めるうえでも、我が国の伝統に根ざした文化を創造し、発信することが必要です。

京都、奈良、大阪など、関西は日本の歴史の中で中心的位置を占めており、豊かな自然環境に恵まれるとともに国宝、重要文化財の50%を有し、重要無形文化財保持者（人間国宝）等の50%が存在しています。

とりわけ京都は、「京都の文化は日本の文化」といわれるように、王朝文学や能、狂言、歌舞伎などの伝統芸能や茶道、華道をはじめ日本の伝統文化が今日もなお深く日常生活の中に浸透し、新たな創造活動の源泉となっています。

また、地域社会や地域の産業・経済が文化の厚い層の上に成り立ち、まさに歴史と伝統に彩られた文化的営みが今も続けられている稀な地域であります。

こうした優れた文化の蓄積を国として活用することが、我が国の文化の振興にとっても国際的な理解を進めるうえでも、有効かつ重要であります。

京都市では、昭和63年から国家予算要望の中で、文化関係機関（文化庁）の京都市への移転を推進するよう要望してきましたが、今こそ国において日本文化を見据えた文化戦略の下、文化庁の機能と役割を新たに拡充・強化していただき、関西においても文化行政の拠点としてふさわしい施設や人材の確保などを推進することが求められています。

関西から全国、そして世界に向けて、日本文化を情報発信し、あわせて、河合文化庁長官が提唱された「関西元気文化圏」の発展・具体化を図り、文化財の創造的利活用等を推進していくため、文化庁の関西拠点を京都に設置していただくよう要望します。